



## 「豊能町巡回バスの見直し案の再検討」

を求める提案（陳情書）

平成 23 年 2 月 23 日

豊能町議会議長 秋元美智子様

提案者 とよの町民会議

代表者住所 豊能町光風台 1 丁目 13-5

代表者氏名 新原 章弘

## 「豊能町巡回バス見直し案の再検討」を求める提案

平成 22 年 11 月、豊能町は「巡回バス見直し（案）」を発表いたしました。

私たちは、この問題が、急速な高齢化問題を抱える我が町にとって、町民の生活基盤と町づくりの根幹に関わる重要課題であるとの認識を持って、調査・研究を行いました。

そして、平成 22 年 12 月 10 日、パブリックコメント募集に応える形で、「巡回バス見直し案」に対する意見書を政策担当課へ提出いたしました。

この意見書には 126 名の賛同者があり、また、別途に用意された 47 名分の個人意見書も同時に提出しております。

この意見書で、私たちが強く主張したことが 3 つあります。

先ず第 1 に、パブリックコメント（以下、PC と呼ぶ）制度の趣旨が軽視され、その運用が形骸化している。

すなわち、政策案を事前に公表し、これに対して住民から提出された意見、情報を考慮して、政策決定を行うことが PC 制度の趣旨であり、予め準備された政策の実行後に PC を参考にするというのは、本末転倒の形骸化した行政運営と言うべきです。この点を指摘し、PC 制度の適正な運用については、後日、改めて池田町長に申し入れいたしました。

次に、「見直し案」と平成 21 年アンケート結果の関係の説明が不十分であること。

3 つ目に、西地区巡回バスの全面休止は、アンケート結果から見ても納得できること、などを申し入れいたしました。

一方、この問題に関する調査・研究を通じて、私たちは、「地域公共交通問題の解決には、平成 19 年に新設された国の補助金制度を活用すべし」との結論に至りました。

この補助金は、地域公共交通問題で苦しむ市町村を、財政面を含めて総合的に支援することを主な目的として、平成 19 年 5 月に制定された、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（活性化法と略称）」に基づくものです。

箕面市は、2 年前に活性化法による事業に着手し、すでに実証運行を行っています。

住民生活の足を奪う結果まで覚悟して、巡回バス運行を休止させるほどに、財政の窮屈した豊能町にとって、住民の生活交通を守るために頼っても無い制度なのです。

私たちは、念のために、「交通特別委員会」の会議録を目指しましたが、現在の見直し案作成の過程では、この補助金の活用が検討されていないことが分かりました。

そこで、私たちは、平成 23 年 1 月 24 日、「活性化法」第 7 条の規定に基づき、同法に定める補助金の活用を図るよう、池田町長に対して提案文書を提出いたしました。

この提案文書については、その写しを町会議員諸侯にも配布いたしましたが、本提案書起草時点（2 月 19 日）では、未だ町長からの回答に接し得ておりません。

つきましては、池田町長から前向きの回答を引き出し、私たちの提案の趣旨を実現させるために、後記の提案事項について、町議会での採択をお願いする次第です。

## 1. 提案趣旨

「巡回バス見直し案」に現れた、現状認識、取組状況と問題点は下記の通りである。

- 1) 巡回バスの現状やその課題に関する認識については特段の問題なし。
- 2) 他の交通との接続、東地区デマンド導入の考え方は妥当である。
- 3) しかし、見直しの手法については、アンケート結果と見直し案との間に齟齬（西地区巡回全面休止）が見られ、又、前述の通り PC 制度の運用が形骸化している。  
その背景には、
- 4) 前記指摘の「活性化法による補助金制度」への無知或いは誤解があると思われ、
- 5) 強硬な緊縮財政方針が優先され、住民高齢化の現実を無視した徒歩圏を設定するなど、財政課題への対応と住民の生活交通防衛への配慮がバランスを欠く、
- 6) その結果、現行見直し案のまま実験運行しても、西地区巡回の復活への再見直を要すること必至であり実験運行開始前に現行見直し案は再検討すべきである。

## 2. 提案事項

- 1) 平成 18 年の道路運送法改正に対応して設置されている「豊能町地域公共交通会議」を、平成 19 年制定の「活性化法」に基づく「協議会」に位置付ける所要の手続きを早急に進めること。
- 2) 現行の「巡回バス見直し案」は、上記 1-3) 及び下記 3-2) の理由により、「活性化法」に基づく「協議会」に改められた組織によって再検討することとし、新組織による再検討を経ることなく現行案のままで社会実験を行わないこと。

## 3. 提案理由

- 1) 「活性化法」による補助金対象事業は、同法第 6 条による「協議会」によって計画・実施されねばならず、同法が認める「協議会」を組織することなく、同法による補助金制度を活用することができない。  
なお、国交省の政策見直しで、平成 23 年度から事業名は変更されることになるが、事業名変更後においても「生活交通改善」が重視され、住民や利用者の意見を反映させ得る構成の「協議会」を主体として、地域公共交通政策は展開されねばならないとする、基本理念及び基本スキームに変更はない。  
新事業では、事業実施への補助金支給（50%）が 3 年限りから 4 年目以降も継続支給へと支援強化される予定であるから、公共交通事業を抱える市町村にとっては、「協議会」を設置・運営することにより、その事業費負担が半減されることになる。
- 2) 「活性化法」の下での調査・計画事業（アンケートやヒアリング、公聴会や PC）の実施主体が「協議会」であるとされていることから、「協議会」による現行「見直し案」の再検討は、仮に、再検討の結果が現行見直し案に落ち着いたとしても、補助金支給申請のための手続き要件として必要である。

以上の通り提案します。